

# 憲法学的視点からの教育基本法の戦後における意義と課題 －憲法的価値を前提とした教育基本法の今日的意義－

木幡洋子

はじめに

## 第一章 教育基本法制定の経緯

1. GHQと教育勅語
2. 教育刷新委員会と教育勅語
3. 教育勅語否定の理由

### 教育基本法制定関連年表

## 第二章 教育基本法制定の立法者意思

1. 教育刷新委員会第三回総会
2. 第一特別委員会報告（前文「参考案」）
3. 国会における提案理由と説明
4. 立法者意思

## 第三章 田中耕太郎による考察

1. 教育と法と国家
2. 教育と政治

おわりに

はじめに

2000年3月に首相の私的諮問機関として発足した教育改革国民会議は、12月に首相に報告を行った。そこでは、15の具体的施策と並び、教育振興基本計画策定と教育基本法改正の必要性が報告されていた。この報告を受け、文部科学大臣は2001年11月に中央教育審議会に「教育振興計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問し、中央教育審議会は2002年11月の中間報告を経て2003年3月に「答申」を提出した。その後、与党は2003年5月

に「与党教育基本法に関する協議会」を開催し、6月には協議会のもとに「与党教育基本法に関する検討会」を設置し、2004年6月には「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（中間報告）」を公表している。こうした一連の動向のなかで、国民の声がどのように反映されているのかが不明瞭なまま、国会における教育基本法改正の機運がつくられていきつつある。それは、「戦後政治の決算」を図ろうとするかのように、いっきに戦前へと逆行する内容を盛りこもうとするものであり、法理論的な議論では追いつかないものを内包している。

本稿は、現在の教育基本法改正の動きが政治的なものであるという認識に立ちつつ、政治的なものが法として反映される契機としての立法者意思が、時代の変遷に伴いどのように評価されるべきであるかを検討し、現在の教育基本法改正の動きの法的意味を明らかにしようとするものである。また、同時に、教育基本法が抱えている課題の明確化も試みている。こうした検討により、改正の必要性の根拠となっている「倫理観や社会的使命感の喪失」<sup>1</sup>現象が教育との関係でどのような意味を持ち、教育基本法の見直しはどうに行われるべきであるかを考察している。なお、教育基本法制定当時の資料の多くを原文で掲載しているが、それは、占領下という事情における様々な心理的、政治的圧力のもとでの発言や動向の解釈を一義的に行うこと避け、日本の歴史の中で、教育基本法がどのように国と国民への指針を与えようとしたかを可視的にするためにとった手法の結果である。

## 第一章 教育基本法制定の経緯

日本国憲法に対する押し付け論はいまだ消滅したとはいえず、占領後に自主憲法を制定すべきだと主張した人々の主張は消失することなく、50年代、80年代、90年代、そして現在の改憲論議において見ることができる<sup>2</sup>。教育において日本国憲法の理念である民主主義を実現するために制定された教育基本法に対しても、こうした憲法改正の動きと並行して改正の動きを見ることができる。本章では、この教育基本法改正の動きを検討するに先立ち、なぜ教育基本法が制定されたかを振り返り、整理してみることにする。

## 1. G H Qと教育勅語

教育基本法が制定された背景には、戦後にG H Qから発せられた四大教育指令があった。1945年の10月には「日本教育制度ニ対スル管理政策」と「教員及教育関係ノ調査、除外、認可ニ関スル件」が、同年12月には「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督竝ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」と「修身、日本歴史及ビ地歴停止ニ関スル件」が出され<sup>3</sup>、日本の教育は、軍国主義・超国家主義を払拭する<sup>4</sup>ための抜本的な改革へと動かされていくこととなるが、その際に注目されたのが教育勅語の扱いであった。

G H Qの下に置かれたC I E（民間情報教育局）における論議では、教育勅語を禁止するか否かについて論は二分していたが、学校において「神聖であるかのように」扱われていることにはいずれの論者も反対であった<sup>5</sup>。こうした議論の末に固まって行ったC I Eの教育勅語に対する統一見解は、翌年の1945年12月にC I E局長ダイク（Dyke）の名で「神道指令・担当者研究（Shinto Directive Staff Study）」として出されたものから知ることができる。長文であるが、教育勅語の日本における本質を指摘し、その後において天皇の名による新教育勅語発行を押し止め、教育基本法制定の流れをつくったものとして見ておくべきものとして、以下に教育勅語に関する部分を引用しておく。

### 「C、教育制度からの神道の除去

- (1) 教育（略）
- (2) 教育勅語

(a)1890年教育勅語は、日本でこれまで出された最も重要で、影響力のある文書の一つである。それは、親孝行（儒教の特質）と天皇への忠誠を教え込む最も重要な单一の文書となっている。勅語は、神聖不可侵にも似た極度の崇敬の念をもって取り扱われ、明治節（明治天皇の誕生日）におけるすべての学校の勅語朗読は、深く印象的な行事である。感じ易い青年に対する勅語の影響は巨大である。『国体の本義』のような著作における公式解釈によって、勅語は近年、日本が他国より優ると宣言し、日本国の大使命を主張するのに、利用されている。

(b)教育勅語は、超国家主義的解釈を明確に否定する新教育勅語によって、取りかえられ、修正され、再解釈されるべきであり、あるいは、学校から追放されるべきである。もし、後者の道がとられるなら、神道の理論家や軍国主義者が勅語を超国家主義的に利用したために、この措置が指令されたことを、できるだけ広く公表することを伴うべきである。

数人の自由主義的な日本人<sup>6</sup>によれば、このような慎重な説明が必要であり、説明がなければ、日本国民の多数に大きな衝撃をもたらすからである。彼らは、大部分、勅語のいかなる超国家主義的解釈も知らないし、勅語の追放を天皇の地位に対する直接の攻撃とみなすと、断言できよう。超国家主義的解釈を明確に廃止する権威ある声明を、日本人をよりどころとして手に入れる試みは、現在、より良い政策のように思われる。教科書・教師用指導書、あるいは本・論文・パンフレットに超国家主義的解釈を書いたことに、なんらかの責任があるものは公職から排除されるべきである。」<sup>7</sup>（下線筆者）

引用した箇所から知ることはできるのは、CIEは教育勅語の内容を否定しているのではなく、それが神聖不可侵性を帯びたものとして超国家主義に利用されたことを否定しているということである。したがって、GHQが、新教育勅語の草案づくりを1945年10月初めに開始していたことは驚くにはあたらないといえよう<sup>8</sup>。

## 2. 教育刷新委員会と教育勅語

新教育勅語の草案作成は、米国教育使節団に協力した日本側教育家委員会が作成した報告書においても見られたが、教育刷新委員会においてはこの新教育勅語廃発に関して意見が分かれ<sup>9</sup>、結果的には、勅語ではなく法律によるという見解にまとめられていっている。勅語廃発から教育根本法制定へと課題が移つていった変節の狭間に、1946年6月における第90回帝国国会での田中耕太郎文部大臣の教育根本法構想発言があり<sup>10</sup>、それを受けたかのように第二回教育刷新委員会（1946年9月13日）における森戸辰男の次の発言がある。

「それからもう一つは、教育勅語の問題であります。尤も勅語の問題は、議会でも実は私田中文相に質問したのでありますけれども、どうもはっきりして居ないので、従って教育者の方でも此の点がどうもはっきりした感じをもって居らぬであります。教育勅語にある所の徳目の問題じゃなく、教育勅語を貫いて居る精神というものが、私は民主主義精神と相容れないものがあるのでないか。殊に新しい日本の政体に相容れない徳目は別として、根本の精神、其の点をはっきりさせないと、日本の教育者は適従に迷う所がある。斯ういう点で私は教育刷新委員会で其の点を明かにして、教育者の適従に迷わないようにす

るということにせんと、根基が立たぬのじゃないかと思う。制度よりも制度のスチールを早急に明にして戴かなければならぬと思うのであります。斯ういう問題を私は制度に先立って一応はっきり致して戴きたいと思います。」<sup>11</sup>

### 3. 教育勅語否定の理由

なお、この時系列において、第一次米国教育使節団報告が1946年4月に出され、そこにおいて次の教育勅語に関する記述がみられる。なお、教育勅語に関して廃止と存続の両論が存在したG H Q内部事情ゆえに勅語が廃止を免れていた状態の下で、国体と教育勅語の権威を守ろうとしていた田中耕太郎（同年5月より文部大臣）が本報告によって受けた衝撃は<sup>12</sup>、委員会の活動の背景として考えることができる。

#### 第一次教育使節団報告（抜粋）

「我々が先づ第一に勧告することは、日本の諸学校に新しい哲学と、新しい方法と、新しい機構とを取り入れることである。このことは、人間の人格を至上の重要性を持つものと認め、国家をその目的達成の手段と認めるやうな方式に基いてなさるべきである。その方向に進む第一歩として、官公立学校において、政治上または宗教上の党派的な教授を廃止するのがよいと思ふ。勅語勅諭を儀式に用ひることと御真影に敬礼するならばはしは、過去において生徒の思想感情を統制する力強い方法であつて、好戦的国家主義的目的に適つてゐた。かような手段の使用に關係のある儀式は、人格の向上に不適当で、民主主義的日本の学校教育に反するものと我々は考へる。」<sup>13</sup>（下線筆者）

占領下におけるこれらの発言の真意については、明確な史料が存在しないため一義的にその真意を確定することは困難である。けれども、教育勅語が、その内容ゆえに糾弾の対象となつたのではなく、儀式における棒読などの教育現場における利用のあり方が問題視されていたことが、次の教育基本法制定の趣旨説明からうかがうことができる。

「教育勅語は我が国教育史上重要な意義を有するものであり、重大なる役割を果たして居った所のものでありますするが、何と申しましても、明治二十三年に発せられたものであり、時代の推移に連れまして、不十分な所も生じましたし、

又其の表現の仕方に於きまして不適当な所も現はれまして、或は保守反動主義者に依り、或は超国家主義者、若しくは軍国主義者に依りまして曲解悪用せられることもあったのであります。」<sup>14</sup>（下線筆者）

こうした「悪用」が生じた背景には、教育勅語を神聖不可侵とすることで、国民の精神を教育の名の下に拘束することが可能であったことがある。さらに、その拘束された精神構造を土台として、軍人勅諭や「國体の本義」といった肉づけがなされ、天皇のために死をも怖れない軍国主義が一国を支配したのであった。つまり、戦後民主主義における教育勅語の最大の問題点は、その封建的な内容というより、それに付与されていた絶対不可侵性とそれにより国民を超国家主義的な解釈の下に軍国主義へと動員するメカニズムであったといえる。それは、「ニッポン・タイムス」で報道された<sup>15</sup>田中耕太郎の議会における教育勅語擁護発言に対する、CIEのバンスの次の強い反発からも知ることができる。田中は日本の頽廃に対して教育勅語が必要であり、教育勅語を理解するためには日本の古典を用いると良いという発言をしたのであった。それに対し、バンスは次のように厳しく述べている。

「“皇国の道”という言い古されたペテンに論及しないなら、“古典”と“特ニ目立ッテ居リマス所ノ道義ノ“頽廃”の間の関係についても、私には理解できない。」<sup>16</sup>

皇国史觀を用いた国家道徳により、一国を軍事国家に仕立て上げるツールとしての教育勅語への強い警戒があらわれている文言である。結局、教育基本法とは、こうした国民を軍国主義へと動員するメカニズムから日本を解放し、民主主義と平和主義の国へと変貌するために制定が求められたといってよいものだと思われるが、次章では、そのことを議事録に残された法案に対する説明を追うことで検証してみることにする。

なお、ここまで状況の理解を助けるため、以下に教育基本法制定までの関係年表を掲げておく。

### 教育基本法制定関連年表

- 1945年 8月15日 ポツダム宣言受諾無条件降伏  
10月22日 G H Q「日本教育制度ニ対スル管理政策」  
30日 G H Q「教員及教育関係ノ調査、除外、認可ニ関スル件」  
12月 3日 C I E「神道指令・担当者研究」  
15日 G H Q「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布  
ノ廃止ニ関スル件」  
31日 G H Q「修身、日本歴史及び地歴停止ニ関スル件」  
1946年 1月 1日 天皇の神格化否定の詔書（「人間宣言」）  
3月 5日 米国教育使節団来日（3月5日・7日）  
4月 7日 米国教育使節団第一次報告書  
5月15日 文部省「新教育指針」  
6月27日 第90帝国議会 田中文部大臣「教育ニ関スル根本法」検討中発言  
7月15日 同 田中文部大臣「教育勅語」擁護発言  
8月10日 教育刷新委員会設置  
9月 7日 同 第一回総会  
10月 8日 文部省 教育勅語奉読廃止の通達  
1947年 3月31日 教育基本法制定  
1948年 6月19日 衆議院「教育勅語等排除に関する決議」  
参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」

## 第二章 教育基本法制定の立法者意思

なぜ教育基本法（当初は教育根本法）が必要だと思われるようになったのか。このことについては、田中耕太郎が教育勅語の権威を守り、廃止を免れようとしていたためだという説<sup>17</sup>や、当時の客観情勢によっていた<sup>18</sup>という説など、解釈は分かれる。なお、田中耕太郎の主張については、文部大臣職を離職した15年後に、自身の筆により『教育基本法の理論』<sup>19</sup>にまとめられているため、本稿の関連に応じて後述することにするが、ここではまず、教育基本法という法律がなぜできたのかを、教育刷新委員会や国会の議事録をもとに整理してみることにする。

## 1. 教育刷新委員会第三回総会

1946年5月22日に文部大臣に就任した田中耕太郎は、6月27日の議会において教育根本法の検討をしていることを次のように述べた。

「教育ノ重要性ニ鑑ミマシテ、少クトモ学校教育ノ根本ダケデモ議会ノ協賛ヲ経ルノガ民主的態度ト考ヘマシテ、目下其ノ立案ノ準備ニ着手シテ居ル次第デアリマス」<sup>20</sup>

これが、公的な場における教育に関する基本的な法律を制定するという初めての意思表示であった。この後、田中は、文部大臣として出席した9月13日の第二回教育刷新委員会総会において、教育の目的に関する規定を盛り込む教育根本法をつくることが必要であるという発言を繰り替えしている。教育刷新委員会は、この発言を受けて、第三回総会において、教育根本法の審議を行う第一特別委員会を設定し、天野、務台、森戸、河井、関口、芦田、羽溪、島田を委員として任命している。第三回総会においては、この任命の前に各委員が意見を述べている。ここでは、その中から教育理念についての発言を、発言内容にタイトルをつけて掲載して委員の考えを概観することにする。

○（利己的思想の否定）「「立身出世」「学問は登竜門」というような思想、他人は打ちのめしても自分は立身榮達しよう、他人の犠牲に於て生活を豊かにしようという思想が潜んで居り、この思想が数十年間日本国民の行動に害毒を流したものではないかと思います。それが非常に強く働いて居り、もっと具体的に申しますと、今度の戦争は詰り立身榮達主義の教育理念の産物ではないかとさえ思われるのです。」<sup>21</sup>（関口）

○（封建社会イデオロギーの否定）「先程従来の教育に於ては個人を考え、社会を考えなかったという御話でありましたが、意識的には確かに御説のように考えて居りませぬでしたが、例えば教育勅語の精神を見ますと、封建社会が一つのイデーとしてその後ろに盛られて居ることは明らかであります。従つてこれに対する新らしい教育理念としては、単に抽象的に、誰でも尤もな概念を並べる以外に、それを統合した一つの社会的イデーというものが現されなければならぬではないか・・・新しい根本理念を考える場合には・・・新しい協同生活の理念を我々が把握することで初めて可能になるのでは

ないか。」<sup>22</sup> (森戸)

- (国のあり方の明確化とその伝達) 「基本的なものというのは、・・・二つの点に尽きると思います。第一は将来の社会協同生活、国家生活というものに見透しを持つということ、従って或る性格を持たなければならぬと思います。唯國の為になるとか社会の為になるとかということではなく、如何なる国家如何なる社会に対してなすべきかという点の見透しをつけまして、その見透しの上から基本的なものが選び出されて来る。・・・もう一つは、矢張り人間の問題でありまして、人間を作り上げて行くということ、こういう面では多分に宗教的な面であるとか、本当に良い意味での道徳の面というものになってくるであろうと思いますが、こういう点は実際に当る教師の人格といふものの影響の最も大きい所であろうと思われます。」<sup>23</sup> (務台)

- (国的基本的精神) 「併し今何よりも大事なのは、教育の境或は上にあって日本の国民の教育をどういう方向に向けるかという大筋というか、それがはっきりすることが必要ではないかという意味であります。又それを教育の根本法に規定するとすれば、憲法のように前文に現すべきものである。教育勅語に於いても、一番中心となる所は列べてある徳目ではなくして、それを貫いて居る精神であろうと思います。その精神がこの新しい時代には変わって来たのですから、その徳目に付ての個々の問題は別として、これに対するはっきりとした態度が示されなければならぬ。」<sup>24</sup> (森戸)

- (民主主義の理念) 「憲法の前文に、民主主義の理念、詰り普遍人類的な理念はこういうものであるということを掲げてありますから、従って教育の根本法とも言うべきものに於ては、その点に触れた方が有益だろうというように考えて、これは決して役所で以て一般の觀念を無視してディクテートするという意味でなく、本当に全教育界がこういう風に要望して居るだろうというようなそういう気持を酌んで揚げる訳であります。」<sup>25</sup> (田中文部大臣説明)

これらから読み取ることができるよう、教育基本法は、それまでのイデオロギーの総括と反省の上に立ち、ポツダム宣言の受諾によりその実現が日本の責務となった民主主義を実現するために考案されていっているのである。

## 2. 第一特別委員会報告

この第三回総会における上記の主張は、そのまま教育勅語と教育基本法に関する第一特別委員会において継承され、その中間報告として第十一回総会において草案が報告された。しかし、この総会において、第一特別委員会に託されたのは教育の「根本理念」についてであったという確認が行われ、委員会としては教育基本法の要綱を示すに止めるということになった。その結果、すでに作成されていた前文案は、要綱に「参考案」として添付するという形で文部省に報告された。この「参考案」として報告されたものの大筋が草案として用いられているため、以下に掲載して、当時の日本がどのような教育を目指そうとしていたかを知る手がかりとしたい。

### 教育刷新委員会要綱案

（教育基本法前文「参考案」<sup>26</sup>）

教育は真理の開明と人格の完成とを期して行われなければならない。従来、わが国の教育は、やゝもすればこの自覚と反省とにかけるところがあり、とくに真の科学的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、德育が形式に流れ、教育は自主性を失ひ、ついに軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至った。この過りを是正するためには教育を根本的に刷新しなければならない。

さきに、われらは、憲法を根本的に改正し、民主的文化国家を建設して、世界平和に寄与する基礎を築いた。この大業の成就是一に教育の力にまつべきものであって、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求する人間の育成を期すると共に、普遍的にしてしかも個性豊かな、伝統を尊重して、しかも創造的な文化をめざす教育が普及徹底されなければならない。

われらは、こゝに、教育の目的を明示して、新日本教育の基本を確立するとともに、新憲法の精神に則りそれと関連する諸条項を定めるために、教育基本法を制定する。

われら国民はすべて、この自覚の下に、教育の目的の実現に向って不断の努力をいたさんことを期するものである。

（下線筆者）

この「参考案」には、日本が目指すべき教育の方向がその理由と共に書かれており、戦争に至るまでの教育を総括して新たな国をつくる基礎としての教育を模索していることを窺うことができる。なお、下線部の「伝統を尊重して」

の字句は国会に提出された草案から削除されているが、その解釈を「C I & Eにしてみれば『伝統の重視』の字句が戦前・戦時の『日本主義』的文化の温存を含意する可能性ありと、主体的に忌避したのは当然であるとみてよい」<sup>27</sup>とするものがあるが、妥当な解釈であろう。

次項では、この報告をもとに作成された草案に対する国会での提案理由をみてみることにする。

### 3. 国会における提案理由と説明

第92回帝国議会（昭和22年3月13日）において、高橋文部大臣は次のように提案理由を述べている。<sup>28</sup>

○（教育根本理念の必要）「民主的で平和的な国家再建の基礎を確立いたしまするがために、さきに憲法の画期的な改正が行はれたのでありますて、これによりまして、ひとまづ民主主義、平和主義の政治的、法律的基礎がつくられたのであります。しかしながらこの基礎の上に立つて、真に民主的で文化的な国家の建設を完成いたしまするとともに、世界の平和に寄与いたしますること、すなはち立派な内容を充実させますることは、国民の今後の不断の努力にまたなければなりません。さうしてこのことは、一にかかつて教育の力にあると申しましても、あへて過言ではないと考へるのであります。かくのごとき目的の達成のためには、この際教育の根本的刷新を断行いたしまするとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要でございます。」

かかる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存じるのであります。それは新しい時代に即応する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに国民一般の指針たらしめなければならぬと信ずるのでございます。」

○（勅語との関係）「これまでのやうに、詔勅、勅令などの形式をとりまして、いはば上から与へられたものとしてではなく、国民の盛り上りまする総意によりまして、いはば国民みづからのものとしまして定めるべきものでありますて、国民の代表者をもつて構成せられてをりまする議会におきまして、討議確定するために、法律をもつていたすことが新憲法の精神に適ふものとい

たしまして、必要かつ適当であると存じた次第であります。」

- （憲法との関係）「さらに新憲法に定められてをります教育に関する諸条文の精神を一層敷衍具体化いたしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのであります。」

さらに、質問に対する補助的説明として次のように回答している<sup>29</sup>。

- （教育勅語と教育基本法の関係）「民主的な文化国家を建設する新しい教育の方針を定めまするが為には、唯先程も申し上げましたやうに、法律の形態を以てすべきものであると云ふ考に到達したのでございます。此の法案の中には、教育勅語の良き精神が引継がれてをりまするし、又不十分な点、表現の不適当な点も改めて表現せられて居ると考へるのであります。」

また、草案が法案というより説法ではないか、という、教育基本法の法的妥当性に関する質問に対して、金森国務大臣は次のように答弁をしている。

- （法案の法的妥当性）「現在のごとき非常な過渡期においては、國民の考えはひとりびとりに多少の差異があり、國家がこれに對して、ある限度の基本方針を樹立して進むということは、理論はしばらく別として、實際の効果の上から、これはやむにやまれないところの必然性を備えていると思う。」<sup>30</sup>

#### 4. 立法者意思

これらの提案理由説明及び質問に対する答弁からどのような立法者意思を確定することができるのか。困難な作業である。なぜなら、ここまで見たことより明らかのように、教育基本法は、権利義務を確定するという意味での法律としてより、より一層、戦前と戦後を分断するための理念を教育において示すという性格が強い、いわば政治的理念表明とでもいうべきものであるからである。そのため、一義的にどのような権利義務を画定しているかを計ることが困難なものとなっている。もっとも、それでも、最大公約数的には、新憲法下における教育を封建的イデオロギーと道徳的押しつけから解放しつつ、教育現場における価値的混乱からくる弊害を除去するという、政治的な配慮を教育基本

法制定の背景として認めることはできる。また、同法が、憲法上の価値の具現化を任務として期待されているといったことも確かであろう。少なくとも、これまで見てきた議事録などにおいて、教育勅語を擁護する発言はみられるものの、憲法を否定する発言はみられない。無論、ポツダム宣言を受諾することにより、日本は国の民主化という責務を負っており、委員の人選も自由主義的な学者、知識人などであったということが前提であることは確かである。しかし、それらは法律意思の問題であるため、ここではひとまず立法者意思に言及することで止めおくことにする。法律意思に関しては、教育基本法をとりまく教育・法・政治の事情について、制定後10数年を経てまとめられた前述の田中の著作から窺ってみることにする。

### 第三章 田中耕太郎による考察

教育刷新委員会及び国会の審議を経て<sup>31</sup> 教育基本法は制定されるが、これまでの審議状況から、教育基本法が、天皇への敬愛の念を秘めた教育勅語護持の願いと共に、戦前の教育に対する総括を行いつつ日本国憲法の理念に拘束され制定過程が進んでいったことを知ることができる。こうした時代の中での作業を、後日自己の理論を整理しつつ振り返った田中耕太郎の考察は、政治的変革の時代の中で法と教育がどのような関係にあったかを知る上で貴重である。

ここでは、こうした田中の考察の中から、「教育と法」「国家と教育」「教育と政治」に関するものを見てみることにする。

#### 1. 教育と法と国家

以下に、田中の論述にタイトルをつけて関連箇所を抜粋する。

○ (教育と法) 「法が教育の目的やその方針に立ち入ったのは、過去において教育勅語が教育の目的を宣明する法規範の性質を帯びていた結果として、それに代るべきものを制定し以て教育者に扱りどころを与える趣旨に出ていたのである。」<sup>32</sup>

「教育的活動の内容は教育者の創造的働きに委ねらるべきものであり、その

法的規整は百害あって一益がない。法的規整を必要とするのはそれと政治との接触面に限局せられることになる。」<sup>33</sup>

「要するに教育基本法は教育が憲法の理想とする民主的で文化的な国家の建設の基礎であるという自覚の下に、日本国憲法の精神に則って教育の目的を明示して新教育の基本を確立する趣旨を以て制定せられたのである。…（中略）…教育基本法の上述のような性格からして、我々は此れを以て民主主義国家の教育憲章と認めることができる。その内容としては、その法的形式にかかわらず、法規すなわち権利義務に関する規定のみならず、教育哲学および教育政策的規定を包含している点において特色を有するのである。」<sup>34</sup>

（下線筆者）

○（国家と教育）「私は個人的には、国家が法律を以て間然するところのない教育の目的を明示することは不可能にもちかいことと考えるものである。それは国家の目的を法律学的に示すことが不可能なのと同様である。」<sup>35</sup>

「国家の活動は単に一般的に文化を奨励助長すると限界内にとどまらなければならない。従って教育理念の決定のごとき純然たる学問的、殊に専門的な教育哲学的問題は、国家の干与の外にあるものといわなければならない。…

（中略）…従って如何に教育思想が混乱し不明確であるにしろ、道徳の德目や教育の理念に関する綱領のごときものを公權的に決定公表することは、國家の任務の逸脱であり、パータナリズムかファシズム的態度といわなければならぬ。」<sup>36</sup>（下線筆者）

下線を施した田中の主張を比較して読むとき、教育基本法は、理論的には受け入れがたいものであるが、教育により日本に民主主義を根づかせるための政治的措置としてのものであり、その意味において憲法という法の持つ政治的性格が教育にも波及しているという認識を田中が持っていることを窺うことができる。こうした認識は、田中の、教育はその結果として政治的諸価値を個人に抱かせるものではあるがそれにとどまらない個人的なものである、という理解によっている。次節では、こうした田中の考え方を見てみることにする。

## 2. 教育と政治

教育基本法制定においては、文部大臣として教育行政の政治的中心にいた田中は、研究者に立ち戻った時、教育は政治から独立していかなければならないことを強く主張する。それは、教育哲学を深め、そのうえで現象として通過した教育基本法の制定過程に対する批判でもあるが、かって田中が教育勅語擁護発言に対して受けた批判に対する反論でもある。田中は、日本人における道徳のよすがを与えたのが教育勅語であり、それを自然法が認める徳目であるとして、「軍国主義や極端な国家主義の淵源であるかのように認めるのは誤りである」とも述べている<sup>37</sup>。また、次のようにも述べているため、教育勅語の果たした現実の役割に対する教育刷新委員会における委員の認識と田中の認識にずれがあることを窺うことができる。それはまた、戦後における日本の価値として憲法に定められた民主主義と平和主義に対する田中の見解でもある。

「とくに我々が警戒しないといけないことは、一部の教育者や教育学者によって用いられる場合に、特殊の政治的イデオロギーの影響の下に民主主義と平和主義の標語の内容が憲法のそれと全くちがったものにすりかえられている場合があることである。」<sup>38</sup>

このような田中の記述は、教育刷新審議会や国会において議論された教育勅語の果たした軍国主義に対する役割を省みることなく、また、その政治的な役割を分析することなく、ひたすら勅語を擁護しようとする動機から出ているものともいえる。したがって、「教育の独立」を田中が主張する時、それは教育勅語を中心とした教育が政治的に利用されたという過去の現実を捨象しようとする論法ともとることができ。もっとも、すでに紹介していることからも理解されるように、田中は自身の立場を自然法主義に立つもの<sup>39</sup>と提え、自然法に基づく正しさは政治に左右されないという立場をとっている。このことから、田中にとっては自然法を表した教育勅語は政治に左右されない正しさを示すものであり、時々の政治に利用されたことはその正しさにとって何の損傷も与えないという理解になるのであろう。したがって、以下に紹介する田中の教育と政治の分離は、教育勅語が自然法としての正しさを現したものだという前提に立つなら、それは政治以前に存在するものとなる。このことは、田中によって「教

育の本質は憲法つまり政治的法によって定まるものではなく、憲法より前に存在」<sup>40</sup>するという記述によっても知ることができる。こうした論法により、田中の「教育の政治家からの独立説」は、結果として教育勅語の憲法に先立つ正当性の論拠となっている。この点、戦後繰り返された教育勅語への回帰に対する理論的な背景を与えていたものだともいえる。とまれ、田中の教育独立説は次のように述べられている。

○（教育と政治）「教育は直接個人に働きかけ、道徳、智識、技能、一般教養等の点において人間を形成し、人格を完成することを目的とする。教育の中には政治に関する事柄も当然ふくまれている。善良ですぐれた国家公民であることは、人格完成の不可分なる一部をなしている。しかし教育は国家公民教育に尽きるものではない。それは国家公民たることの基礎である人格教育を目的とするものである。

かようなわけで教育と政治とは次元を異にしている。それは政治以前に存在し、政治の基礎となるものである。教育が政治に直接関係なく存在することは、教育の最も根本的な形態が家庭教育であることを考えるなら理解できるのである。」<sup>41</sup>（下線筆者）

こうした論法を取る田中であるが、教育基本法を制定することは文部大臣としての責務でもあった。この点を、田中は、天皇大權が戦後廃止されたため、組織法上、教育に関して議会が決定することになったというところに、教育基本法の制定根拠をみいだしている。けれども、教育基本法がよってたった価値観は戦後日本に導入された個人主義であり、「自然法は実定法の欠缺を補充する機能を有し、未だ十分整備されていない教育法についてはこの機能を發揮する余地が十分に認められる」<sup>42</sup>とする。ここから、教育勅語は教育基本法や憲法の上位に存して教育において影響力を持つことになる。本音と占領下における建前の使い分けを理論化したものだといえる論法であるが、この本音と建前の分離は、その後の教育基本法改正とその前提となった憲法の改正を強く求める人々と共通のものであり、その淵源として注目される。

## おわりに

本稿では、占領下において日本が実現を求められた、軍国主義の払拭と平和と民主主義の定着という責務を果たすために制定された教育基本法がどのような過程によって形づくられたかを、制定に関わった日本人の発言をもとにまとめている。それは、教育基本法が日本人にとってどのような意味を持っているのかを検証する作業でもあるが、同時に、日本人の平和と民主主義に関する意識を検証する作業でもあった。結果として、日本人の間においても、封建的価値観に対する賛否や教育勅語の存在に対する賛否が存在し、これらの両論は占領下におけるG H Qの監督のもとにあったことを確認することができた。もっとも、こうした確認は、他の、主として教育史学研究者によってすでに試みられていることであり、新しい発見があるわけではない。ただ、今日における議論としての「教育基本法改正」論議の淵源を確認するために必要な作業として行ったものである。したがって、検証の視点は、日本人の教育基本法に対する認識の確認と憲法と教育基本法との関係に対する意識の確認を行うというものであり、この確認をもとに、現下の「教育基本法改正」の議論を検証している。また、本稿は、同時に執筆したものの、紙幅の関係で、それぞれをわけて掲載することになったいまひとつの論文<sup>43</sup>にとっての序章的な意味を持つものであることをお断りしておく。

とまれ、本稿では、教育勅語と憲法ならびに教育基本法が、戦後という特殊な状況下において、政治家や国の中核部に位置した人々の意識の連續性を絶つものとして現われ、それに対する受容に困難を示していた人々の主張の一部を典型的なものとして紹介した。それが、今日の「教育基本法改正論」を理論化している人々の主張と酷似しているものであり、今日の「教育基本法改正論」を批判するためには戦後におけるこれらの主張の論拠を批判することが抜本的な作業であることを示すひとつの論拠として位置づけたい。

- 1 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）」2003（平成15）年3月20日。なお、教育基本法に関する中央教育審議会の審議状況と答申内容については、以下の文部科学省HP内の教育基本法資料室参照。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/what/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/what/index.htm)
- 2 こうした憲法改正の主張を政治を背景にして分析したものとして次の文献をあげておく。渡辺治『政治改革と憲法改正』青木書店 1994年。また、自主憲法制定を主張する立場からの改正草案については次のものがある。自主憲法期成議員同盟『日本国憲法改正草案』現代書林1993年。また、戦後出された改正草案を網羅的に収集したものとして渡辺治『憲法「改正」の争点』旬報社2002年がある。
- 3 この指令を草案したのはホール海軍中尉であり、戦時中のアメリカの教育改革を基礎としているという。鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房1983年68頁参照。
- 4 占領初期において出された指令である SWNCC52/7（国務・陸・海三省調整委員会：State-War-Navy Coordinating Committee）において、「日本の軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーと宣伝のいかなる形式における弘布も、禁止される。」とある。
- 5 鈴木前掲書 90-91頁参照。
- 6 どのような人々に尋ねたかは定かではないが、1946年の夏から秋にかけて自由主義者といわれ当時の文教政策に影響力を持った人達が話し合っている。それは、東大教授であり文部大臣を務めた田中耕太郎、後の教育刷新委員会の委員である安倍能成、天野貞祐、務台理作らを始めとした学者、文人であった。名前をあげると、大内兵衛、高木八尺、小宮豊隆、和辻哲郎、谷川徹三、武者小路実篤、志賀直哉、長与善朗、柳宗悦らであった。宗像誠也編『新装版 教育基本法』新評論1988年、45頁参照。
- 7 鈴木前掲書 97-98頁。
- 8 中野光『もっと生かそう 教育基本法』つなん出版 2003年 55-60頁参照。
- 9 日本側教育家委員会においては勅語煥発が多数意見であったが、4-5名の強硬な反対意見もあった。鈴木 前掲書 131-133頁、中野 前掲書 61-62頁参照。
- 10 教育基本法構想が誰の発案であるかということについては、文部大臣の田中耕太郎か行政法学者の田中二郎かについて、それを明確にする史料はいまだ発見されていないという。荒木慎一郎「教育基本法要綱案成立過程と教育基本法の立法意図」純心人文研究第10号1頁、3頁参照。けれども、田中耕太郎が教育勅語の廃止という事態を回避するために、行政法学者である田中二郎の立法技術的独創としての教育理念・教育目的の法定を取り入れたという分析をしているものも見られる。古野博明「教育基本法が果たしてきた役割」『法律時報増刊 教育基本法改正批判』日本評論社2004年122頁、124頁参照。
- 11 第二回教育刷新委員会総会議事速記録『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録（第一巻）』岩波書店29頁。

- 12 田中の教育勅語に対する思いは、「教育勅語が廃止されない限り、国民は教育勅語を守るべきである。」という言葉から窺うことができる。鈴木前掲書 227頁参照。
- 13 日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想『米国教育使節団報告書第一次・第二次』日本図書センター 2000年、25頁。
- 14 第92回帝国議会貴族院昭和22年3月19日、3月25日『戦後日本教育史料集成第一巻』三一書房 1982年、414頁。
- 15 「田中文相、議会で教育勅語は有効であると言明」というタイトルで1946年7月16日付け「ニッポン・タイムス」に掲載された。この報道に対するCIEの反応も含めて、鈴木前掲書194-200頁参照。
- 16 鈴木前掲書 199頁。
- 17 前掲古野論文123-125頁。古野の分析は、田中（耕）は田中二郎の案により自らの意図が達成されると思っていたというものであり、教育基本法の主導は田中二郎であったとする。
- 18 宗像前掲書44頁。
- 19 田中耕太郎『教育基本法の理論（復刻版）』有斐閣1985年。初版は1961年刊行。
- 20 「第90回帝国議会衆議院議事速記録」第7号105頁（官報号外、1946年6月28日）。ここにおいて、田中は、教育権の独立も根本法に入れたい旨も発言しており、教育が政治に干渉されではならないという持論を開展している。
- 21 第一回教育刷新委員会総会議事速記録『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録（第一巻）』岩波書店44頁。この後少しあけて次の発言があった。「これは私一人の念願かも知れませぬが、一生懸命勉強して或る文化水準に達し、世の人々と協調出来るような力を得てこそ初めて我々は生活を豊かにすることが出来る。他人を助け、他人に力を貸してやる、その程度の水準に達するということが先ず考えられなければならぬことである。」同45頁。
- 22 同 49-50頁。
- 23 同 51頁。
- 24 同 58頁。
- 25 同 59頁。
- 26 同 243-244頁。
- 27 佐藤秀夫「教育基本法『改正』をめぐる問題－教育史としての教育基本法」2002年1月26日 日本教育学会報告集第2集。また、佐藤による現時点における教育基本法改正論議に対する批判は次の論文参照。佐藤秀夫「教育基本法と『伝統』－教育基本法制定過程に関する今日論議への批判」教育学研究68巻4号（2001年）386頁。
- 28 注14前掲書402-403頁。
- 29 同 415頁。
- 30 教育法令研究会編『教育基本法の解説』國立書院 1947年、35頁。

- 31 国会における審議の状況について、同26-39頁参照。
- 32 田中注19前掲書、15頁。
- 33 同 38頁。
- 34 同 40頁。
- 35 同 15頁。
- 36 同 51頁。
- 37 同 288-311頁参照。
- 38 同 310頁。
- 39 同 3頁。
- 40 同 11頁。
- 41 同 31頁。
- 42 同 45頁。
- 43 学問的な恩師である上田勝美先生の古希論文集『現代化違憲論批判』（法律文化社2005年3月）所収の「教育基本法『改正』批判」（同書178-182頁）をご参照いただきたい。